

表彰推薦規定

平成 15 年 11 月 1 日制定

(総則)

第1条 日本神経生理検査研究会（以下「会」という）が行う表彰推薦は、この規定の定めるところによる。

(表彰推薦)

第2条 この規定に定める表彰推薦は、次のとおりとする。

- 1 日本神経生理検査研究会 学術奨励賞
- 2 日本神経生理検査研究会 会長賞
- 3 その他の表彰 特別賞

(構成および選出)

第3条 表彰推薦委員会の構成は7名とし、委員は、副会長・評議員および正会員の中から会長が推薦し、評議員会の議決を経て委嘱する。また委員長・副委員長は、委員の互選とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。但し、欠員が生じた場合は、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(召集および運営)

第5条 委員長は、必要に応じて表彰推薦委員会を召集し、委員会の適切な運営を図るものとする。

(推薦)

第6条 委員長は、審議の結果、表彰該当者があった場合は表彰推薦者名簿および審議経過報告書作成し、会長に提出する。

会長は、表彰推薦者名簿を評議員会に諮り、承認を得て「会」として推薦するものとする。

(補足および付則)

第7条 委員会は会合の都度議事録を作成し、事務局に提出するものとする。

第8条 この規定で処理できない事項は、評議員会の議決によるものとする。

第9条 各賞の詳細は別紙に定めるところとする。

第10条 この規定は、平成 15 年 11 月 1 日より施行する。

表彰規定

- 1 表彰は学術奨励賞、会長賞および特別賞の3賞を設ける。
- 2 学術奨励賞は若い研究者の努力・向上の助成を目的とするため、原則として表彰対象は40歳未満の会員とする。ただし会長賞、特別賞はこの限りではない。
- 3 対象期間は1月から12月までとし、翌年の日本医学検査学会に付随する学術講演会にて表彰する。
- 4 学術奨励賞、会長賞は、科学雑誌に掲載された論文（referee 有）を対象とする。
- 5 特別賞は、学術団体の主催する学会における研究発表、また「会」に特別に功労があった者を表彰する。
- 6 各賞に値する論文・研究発表がないと判断された場合、該当者なしとすることができる。